## 国立国会図書館

# 個人番号による情報連携とセキュリティ

ーマイナンバー制度の今後の展開について

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 873(2015. 8.18.)

#### はじめに

- I 情報セキュリティインシデント
- 1 日本年金機構からの情報流出
- 2 他機関のインシデント
- Ⅱ 個人番号をめぐる制度
  - 1 番号法と個人番号
  - 2 個人番号の利用
  - 3 情報連携とセキュリティ

- Ⅲ 個人番号の利用範囲とその展開
- 1 番号法における利用範囲
- 2 利用範囲の拡大の検討
- 3 改正法案と関連分野の動向
- IV 戸籍・住基・マイナンバー制度
  - 1 戸籍と住基
  - 2 住基とマイナンバー制度
  - 3 戸籍とマイナンバー制度

おわりに

- 平成 27 年 10 月から番号法の本格的な施行が始まる。その後も、平成 29 年 1 月からは、情報提供ネットワークシステムを利用した国の機関間の情報連携、同年 7 月からは、地方公共団体等との情報連携も予定されている。
- 個人番号による情報連携の利用範囲の拡大も検討されている。第 189 回国会に 提出された改正法案に加え、さらに、医療分野、戸籍制度等の有用性が見込 まれる分野を中心に政府の各会議体で検討が進められている。
- 一方で、日本年金機構情報流出事案を契機に、更なる情報セキュリティ対策の 必要性も指摘されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局行政法務課 (今岡 直子)

## はじめに

平成25年3月1日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(第183回国会閣法第3号)が閣議決定を経て国会に提出され、同年5月24日に、可決・成立した(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)。

番号法の施行期日である平成27年10月5日から、個人番号(マイナンバー)及び法人番号の指定や通知等が開始され、続いて平成28年1月1日からは、個人番号カードの交付が始まり、番号の利用が開始される<sup>1</sup>。平成29年1月からは、情報提供等記録開示システム(名称:マイナポータル)の運用、情報提供ネットワークシステムを利用した国の機関の情報連携、同年7月からは、地方公共団体等との連携も予定されている<sup>2</sup>。

個人番号の利用範囲は、当面、社会保障、税、災害対策の3分野に限定されるが、利用の推進も併せて規定されている(番号法第3条第2項、第4項、制定附則第6条第1項)。 平成27年3月10日に、利用範囲の一部拡大のため、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」(第189回国会閣法第34号。以下「改正法案」という。)が提出され、同年5月21日には衆議院で可決された。さらに、政府では、戸籍制度等、多様な分野での情報連携について検討が進められている(図1参照)。

#### 図1 個人番号の利用範囲

#### 当面は3分野で利用(平成27年10月付番・通知 平成28年1月利用開始)

## 社会保障

年金の資格取得や確認、ハローワーク事務、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付、生活保護等

#### <u>柷</u>

税務当局に提出する確定申告書、 届出書、調書等に記載

## 災害対策

被災者生活再建支援金の支給、 被災者台帳の作成事務

#### 利用範囲の拡大(検討中)

#### 金融

預貯金口座への付番(※改正法 案提出済み)

個人番号カードとキャッシュカード の一体化

#### 戸籍

死亡等のライフイベントについて のワンストップサービス

旅券 事務の効率化

#### 自動車の登録等

# M

...

12桁の個人番号(マイナンバー) 最新の基本4情報

:氏名、住所、性別、生年月日

### 教育

卒業証明書、成績証明書をオンラインで取得

#### 医療・介護・健康情報

特定健診・保健指導に係る事務、 予防接種履歴の連携等(※改正 法案提出済み)

個人番号カードと健康保険証の一 体化

医療保険のオンライン資格確認

## <u>電気・ガス・水道</u>

引越し時の住所変更の負担軽減

鉄道・バス

個人番号カードとIC乗車券の一体化

(出典) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 総合戦略本部) 新戦略推進専門調査会マイナンバー

<sup>\*</sup>本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成27年8月10日である。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」(平成 27 年政令第 171 号)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室「マイナンバー社会保障・税番号制度 概要 資料」(平成 27 年 5 月版) <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/summary\_zentai.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/summary\_zentai.pdf</a>

等分科会ウェブサイト <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\_bunka/number.html"> 、その他関連資料、報道等を基に筆者作成。</a>

一方で、平成27年6月1日に公表された日本年金機構からの個人情報流出事案は、重要な個人情報を取り扱う政府機関等に対する信頼性を揺るがしかねないものであった<sup>3</sup>。改正法案は、同年6月4日にも参議院内閣委員会で採決される見通しであった<sup>4</sup>が、事案の原因究明が優先されることとなった<sup>5</sup>。

本稿では、当該情報セキュリティインシデント<sup>6</sup>が、マイナンバー制度<sup>7</sup>の実施へ与える影響等について述べた上で、公的機関における個人番号による情報連携とセキュリティを視点に、マイナンバー制度を概観する。そして、個人番号を用いた情報連携について、改正法案で追加される事務の他にも、省庁横断的な幅広い情報連携が検討されていることに言及し、一例として、法務省で検討が進められている戸籍制度との連携について取り上げる。

## I 情報セキュリティインシデント

## 1 日本年金機構からの情報流出

#### (1) 事案

平成 27 年 6 月 1 日に、日本年金機構<sup>8</sup>は、職員の端末が外部からのウイルスメールによる不正アクセスを受け、大量の個人情報が流出したことを公表した。流出した個人情報は、同日時点で、加入者の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所で、約 125 万件であると考えられている。基幹システム(社会保険オンラインシステム)への不正アクセスは確認されておらず、精査中であるとされた。<sup>9</sup>

本件事案は、国内の公的機関としては過去最大規模の流出であると報じられている<sup>10</sup>。 現在、総務省行政管理局では、「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」 (座長:藤原靜雄中央大学法務研究科長・大学院法務研究科教授)において、行政機関等 が保有するパーソナルデータ<sup>11</sup>の取扱いに関する検討が進められているところ<sup>12</sup>、本件事案

 $^5$  「内閣官房長官記者会見 平成 27 年 6 月 5 日(金)午前」首相官邸ウェブサイト <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201506/5\_a.html">http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201506/5\_a.html</a>

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」 2015.6.30, p.95. 首相官邸ウェブサイト <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2\_3jp.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2\_3jp.pdf</a>; 「マイナンバー控え不安も」『読売新聞』 2015.6.2. (石井夏 生利筑波大学准教授の見解)

<sup>4 「</sup>国会審議にも影響」『日本経済新聞』2015.6.3.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 情報セキュリティ事象であって、事業運営に影響を与えたり、情報セキュリティを脅かしたりする事件や事故のこと。

<sup>7</sup>番号法により創設される制度を、「マイナンバー制度」、「番号制度」などと呼ぶことが多い。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 日本年金機構は、「日本年金機構法」(平成19年法律第109号)に基づき、国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担っている特殊法人である。主要業務の1つに、年金システムの管理がある(「特殊法人 日本年金機構」厚生労働省ウェブサイト <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shok">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shok</a> anhoujin/tokushu/>)。

<sup>9</sup> 日本年金機構「日本年金機構の個人情報流出について」『Press Release』2015.6.1. <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/0000150601ndjIleouIi.pdf">http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/0000150601ndjIleouIi.pdf</a>

<sup>10 「</sup>年金情報 125 万件流出」『日本経済新聞』 2015.6.2.

<sup>11</sup> パーソナルデータという用語は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の改正の議論を発展的に進めるため、個人情報として保護されるべき範囲を検討するために使用され始め、個人に関わる情報

が公的機関の保護ルール策定に影響を与えることは避けられないであろうとの見方もある<sup>13</sup>。 厚生労働省は、事案の検証、原因究明と再発防止策の検討を行うために、平成 27 年 6 月 4 日に、「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会」(委員長: 甲斐中辰夫元最高裁判事、元東京高検検事長)を設置した<sup>14</sup>。第 1 回委員会では、「公開すると、正確な事実確認や、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、議事及び資料は非公開とすること」が確認され<sup>15</sup>、第 3 回委員会では、中間報告を同年 8 月中旬頃に行うことが合意された<sup>16</sup>。

## (2) マイナンバー制度への影響等

甘利明内閣府特命担当大臣(経済財政政策)は、マイナンバー制度全体のスケジュールへの影響はないとしつつ、「年金にマイナンバーを使用するということについては、今回の事件をしっかり検証して、その上で対処したい」と述べている<sup>17</sup>。

加えて、平成 27 年 6 月 30 日には、「「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」が閣議決定され、国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制の整備等により、マイナンバー制度のセキュリティ確保を徹底することが示された。具体的には、地方公共団体のマイナンバー制度運用に対し、セキュリティ監視・監督機能を十分に発揮させる観点から、特定個人情報保護委員会( $\Pi$ 3 (4)参照)が、平成 27 年度中を目途に、関係機関と連携し、監視・監督体制を整備するとされた。また、総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network: LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、政府機関・情報セキュリティ横断監視・即応チーム(Government Security Operation Coordination team: GSOC)との情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備するとされた。18

そして、地方公共団体の情報セキュリティに関しては、平成27年7月9日から、総務省 自治行政局において、「マイナンバー制度の施行を半年後に控えた中で、今般の日本年金機 構における個人情報流出事案を受け、地方公共団体における情報セキュリティに係る抜本

全般を内容として含む広い概念である(今岡直子「行政情報化とオープンデータ―イギリスとエストニアの事例から―」『情報通信をめぐる諸課題(科学技術に関する調査プロジェクト 2014)』(調査資料 2014-2)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2015.3, p.136. <a href="http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_9104303\_po\_20140209.pdf">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_9104303\_po\_20140209.pdf</a>?contentNo=1>)。

3

<sup>12 「</sup>行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会開催要領」総務省ウェブサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main">http://www.soumu.go.jp/main</a> content/000354015.pdf>

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 「機構の甘さ、傷口広げる 専門家の見方」『日本経済新聞』2015.6.2. (湯浅墾道情報セキュリティ大学院大学教授の見解)

 $<sup>^{14}</sup>$  厚生労働省「日本年金機構不正アクセス事案検証委員会の設置について」『Press Release』 2015.6.4.  $^{14}$  www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/houdouhappyou\_150604-01.pdf なお、第 4 回委員会において、名称の変更が報告されており、当初の「日本年金機構不正アクセス事案検証委員会」から、「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会」とされた(「2015 年 7 月 22 日 第 4 回 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会 議事要旨」厚生労働省ウェブサイト  $^{14}$ 

<sup>「2015</sup> 年 6 月 8 日 第 1 回 日本年金機構不正アクセス事案検証委員会 議事要旨」厚生労働省ウェブサイト <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000088563.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000088563.html</a>

<sup>16 「2015</sup> 年 7 月 8 日 第 3 回 日本年金機構不正アクセス事案検証委員会 議事要旨」厚生労働省ウェブサイト <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000091403.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000091403.html</a>; 同年 8 月 21 日までに中間報告をまとめ、公表するという方針が報じられている(「中間報告、21 日までに 年金流出で厚労省検証委」『日本経済新聞』2015.8.6.)。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 「甘利内閣府特命担当大臣記者会見要旨 平成 27 年 6 月 5 日」内閣府ウェブサイト <a href="http://www.cao.go.jp/minister/1412">http://www.cao.go.jp/minister/1412</a> a amari/kaiken/2015/0605kaiken.html>

<sup>18 「「</sup>日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」前掲注(3), p.96.

的な対策を検討する」ため、「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」が開催された<sup>19</sup>。 第 1 回議事では、「標的型攻撃から、庁内 LAN 及びその業務システムとともに重要情報 を守るためには、各自治体の業務用の庁内 LAN からインターネットを分離することが効 果的ではないか。」といったことが検討された<sup>20</sup>。

## 2 他機関のインシデント

その他の公的機関における主な情報セキュリティインシデントとしては、平成 26 年 9 月に公表された「法務省民事局及び法務局のサーバ等への不正アクセスを確認した件」 $^{21}$ 及 び同年  $^{10}$ 月に公表された「国土交通省国土地理院におけるウイルス感染事案」 $^{22}$ では、情報が外部に送信された可能性があると公表された。また、平成  $^{27}$ 年  $^{2}$ 月に公表された日本貿易振興機構(JETRO)の「PC のマルウェア感染と個人情報の流出」 $^{23}$ では、標的型メール攻撃により不正プログラムに感染し遠隔操作が行われ、個人情報が外部に流出したと公表された。これらの他にも、外部からの攻撃や意図せぬ情報流出による事案がある $^{24}$ 。

こうした政府機関等の重要な情報の窃取を企図したものとみられる情報セキュリティインシデントが多数発生している状況に鑑み、政府は、今後、サイバーセキュリティ対策の見直し強化を行っていくことを方針としている<sup>25</sup>。特に、日本年金機構からの情報流出を契機に、導入が迫るマイナンバー制度のため、次で概観する個人番号をめぐる制度設計のほかに、短期間に複数の追加的な情報セキュリティ強化策を打ち出したといえよう。

## Ⅱ 個人番号をめぐる制度

## 1 番号法と個人番号

#### (1)番号法の目的

番号法は、個人に対し個人番号(マイナンバー)を、法人に対し法人番号を付番し、番号が有する識別性を活用し、機関間の情報連携を行うことで、①行政運営の効率化、②行政分野における公正な給付と負担の確保、③手続の簡素化による国民の負担軽減、④国民の利便性の向上、を図ることを目的とする(番号法第1条)。また、個人番号その他の特定

<sup>19 「</sup>自治体情報セキュリティ対策検討チーム」総務省ウェブサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/jichitaijyouhou\_security/index.html">http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/jichitaijyouhou\_security/index.html</a>

<sup>20 「「</sup>自治体情報セキュリティ対策検討チーム」第1回概要」2015.7.9. 総務省ウェブサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main content/000368407.pdf">http://www.soumu.go.jp/main content/000368407.pdf</a>

<sup>21</sup> 法務省「法務省民事局及び法務局のサーバ等への不正アクセスを確認した件について」2014.9.22. <a href="http://www.moj.go.jp/content/001127290.pdf">http://www.moj.go.jp/content/001127290.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 国土交通省国土地理院「国土交通省国土地理院におけるウイルス感染事案について」2014.10.24. <a href="http://www.gsi.go.jp/johosystem/johosystem60044.html">http://www.gsi.go.jp/johosystem/johosystem60044.html</a>

<sup>23</sup> JETRO「当機構 PC のマルウェア感染と個人情報の流出について」2015.2.10. <a href="http://www.jetro.go.jp/news/announcement/2015/20150210191-news.html">http://www.jetro.go.jp/news/announcement/2015/20150210191-news.html</a>; 同「当機構 PC のマルウェア感染と個人情報の流出について【続報】」2 015.4.24. <a href="https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2015/a040ccd845748812.html">https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2015/a040ccd845748812.html</a>

 <sup>24</sup> サイバーセキュリティ戦略本部「サイバーセキュリティ政策に係る年次報告 (2014 年度)」2015.7.23, pp.159
-160. 内閣サイバーセキュリティセンターウェブサイト <a href="http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/jseval\_2014.pdf">http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/jseval\_2014.pdf</a>
25 同上, p.10.

個人情報<sup>26</sup>の保護を強化するため、⑤現行の個人情報保護法制の特例も規定される(同条)。 個人番号を「鍵」として、複数の機関に存在する個人の情報を正確に連携させる制度で あることから、新しい社会基盤(インフラ)であるとも称される<sup>27</sup>。

## (2)個人番号

個人番号は、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものである(番号法第2条第5項)。個人番号の付番の対象者は、原則として、国民及び住民票の対象となる外国人<sup>28</sup>である。

特徴として、①住民票に記載される者全員に付番されるという悉皆性(番号法第7条第1項、制定附則第3条第1~3項)、②重複がないという唯一無二性(番号法第8条第2項第1号)、③民(国民)一民(民間)一官の間で「見える番号」として流通するという視認性、があり、さらに、④最新の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と関連付けられることが挙げられる<sup>29</sup>。

個人番号の生成は、市区町村の求めを受けて、地方公共団体情報システム機構<sup>30</sup>が行う こととされ(番号法第8条)、個人番号の指定及び通知カードによる通知は、市区町村長が 行う(番号法第7条第1項)。

個人番号は原則として生涯不変であるが、盗用、漏えい等の被害を受けた場合など、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、市町村長は、本人の請求又は職権により、個人番号を変更しなければならない(番号法第7条第2項)。

## 2 個人番号の利用

個人番号の利用には、主として次の3つの効果がある。

第1に、個人の情報が長年蓄積可能となるという「タテ」の効果である。原則として生涯不変の番号を用いるという個人番号の性質から、例えば、年金記録を途切れることなく把握でき、いわゆる「消えた年金問題」は、ほぼなくなるだろうと言われる。<sup>31</sup>

第2に、省庁横断的に、あるいは、国と地方間等、複数の機関間で情報を授受できるという「ヨコ」の効果である。この効果(情報連携)として、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供範囲の拡大が議論される(番号法第3条第2項、第4項、制定附則第6条第1項)。動向をⅢで、事例をⅣで述べる。なお、情報連携において、個人番号が直接用いられるわけではなく、情報提供ネットワークシステ

<sup>26</sup> 特定個人情報とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう(番号法第2条第8項)。

<sup>29</sup> 内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室 前掲注(2); 宇賀克也『行政手続三法の解説 一行政手続法、行政手続オンライン化法、番号法 第1次改訂版』学陽書房, 2015, pp.233-235.

 $<sup>^{27}</sup>$  特定個人情報保護委員会 『特定個人情報保護委員会 業務案内 2015』 2015. pp.5-6. <a href="http://www.ppc.go.jp/files/pdf/booklet4.pdf">http://www.ppc.go.jp/files/pdf/booklet4.pdf</a>

<sup>28</sup> 中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者を指す。

<sup>30</sup> 地方公共団体に代わって、番号法、住民基本台帳法等に基づく事務、その他の地方公共団体の情報システムに関する事務を行う。「地方公共団体情報システム機構法」(平成25年法律第29号)に基づいて平成26年4月1日に設立された地方共同法人で、地方公共団体が共同して運営する組織である(地方公共団体情報システム機構「組織の概要」<a href="https://www.j-lis.go.jp/about/overview/summary.html">https://www.j-lis.go.jp/about/overview/summary.html</a>)。

<sup>31</sup> 篠原俊博「番号制度導入に向け地方公共団体の役割と、必要となる準備事項について(上)」『住民行政の窓』 405 号, 2014.8, pp.21-25.

ムを通じて、情報保有機関別の異なる符号同士が紐付けられる仕組みとなっている。 第3に、個人番号カードにより、本人確認が行える(番号法第16~18条)。

## 3 情報連携とセキュリティ

番号法では、個人番号の有用性と要保護性の高さに鑑み、セキュリティを考慮した情報連携のための措置が規定されている。主要なものを紹介する。

## (1) 特定個人情報の提供制限

特定個人情報の提供は、提供先において個人番号と個人情報を紐付けて管理することを可能にするため、正当な理由として番号法第19条各号に法定された場合を除いて、禁止される。

また、番号法第 15 条は、何人も、番号法第 19 条各号に該当する場合を除き、他人(自己と同一の世帯に属する者以外の者)に対し、口頭であれ書面等であれ方法のいかんを問わず個人番号の提供を求めることを禁止している。なお、従来の住民票コード、基礎年金番号についても、告知要求制限の規定は設けられている(「住民基本台帳法」(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 42、第 30 条の 43 第 1 項・第 2 項、「国民年金法」(昭和 34 年法律第 141 号)第 108 条の 4)。

## (2)情報連携

番号法第19条各号の法定事項の1つに、後述の情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供する場合がある(番号法第19条第7号)。すなわち、国の機関間、地方公共団体等との情報連携が行われる場合を規定している。情報連携とは、法文上にはない文言であるが、情報の照会と提供を総称した言葉として使用されている<sup>32</sup>。番号法別表第2において、個別に情報連携が可能な場合が列挙され、厳格に法定されている。

もっとも、番号法別表第2の事務や提供される特定個人情報は、いずれも主務省令で定めることとしており、連携できる具体的な情報は主務省令に委任されている。例えば、所定の主務省令で定められる事務に関して、情報照会者としての厚生労働大臣に対して、情報提供者としての市町村長は、「住民票関係情報」として、住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項であって主務省令で定めるものを提供すると規定されている(別表第2の第1の項、第4の項)。

また、 $\Pi 1$  (1) のとおり、番号法の目的には、情報連携により行政分野における公正な給付と負担の確保を行うこと等があるので、情報提供が義務付けられる場合もある。情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携による特定個人情報の提供を求められた場合において、総務大臣から特定個人情報の提供の求めがあった旨の通知を受けたときは、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供することが義務付けられている(番号法第22条第1項)。

<sup>32</sup> 阿部知明「情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルなど番号法関連のシステムについて」『ジュリスト』1457号, 2013.8, p.49.

## (3)情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステムとは、行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法 人等、地方独立行政法人、地方公共団体情報システム機構、情報照会者、情報提供者の使 用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であると定義され ている (番号法第2条第14項)。総務大臣が設置し管理し、その通信は、暗号その他その 内容を容易に復元することができない方法で行われる(同項)。国の行政機関間については 霞が関 WAN、国の行政機関と地方公共団体間及び地方公共団体相互間については LAGWAN という、それぞれ専用回線を利用した整備が予定されている33。

情報の管理に当たっては、従来各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管 理し、必要な情報を必要なときにやり取りするという「分散管理」の仕組みが採用される。 個人番号を基に特定の機関に共通のデータベースを構築することはなく、そこから個人情 報がまとめて漏れるようなことはないとされている34。

情報照会者及び情報提供者の名称、日時、特定個人情報の項目等は、情報提供ネットワ ークシステム上に記録され35、その記録は7年間保存される(番号法第23条、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号) 第29条)。また、情報提供ネットワークシステムの運営主体である総務大臣並び に情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防 止その他の適切な管理のために、使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保すること その他の必要な措置を講じなければならない(番号法第24条)。適切な管理のために講ず べき措置には、組織的保護措置(職員研修、安全管理者の設置等)、物理的保護措置(保管 庫の施錠、立入制限、防災対策等)、技術的措置(情報の暗号化等)がある36。

平成29年1月からの国の機関間における情報提供及び平成29年7月からの地方公共団 体等との情報提供の開始に向けて、情報提供ネットワークシステムを含む次の3システム が構築される予定である37。

#### 情報提供ネットワークシステム

国の機関間における情報提供に用いられる個人を特定するための符号の付番、変換及 び情報提供の許可を行う機能、情報照会者及び情報提供者との接続のための機能等を 有する。

・監視・監督システム

情報提供ネットワークシステムを介して行われる情報提供に係る監視、監督の機能等 を有する。

・情報提供等記録開示システム (マイナポータル)

自己の情報提供等記録や自己情報を確認する機能等を有する。

<sup>33</sup> 内閣官房社会保障改革担当室·内閣府大臣官房番号制度担当室 前揭注(2)

<sup>34 「</sup>マイナンバー社会保障・税番号制度 よくある質問 (FAQ) (5) 個人情報の保護に関する質問」内閣官房 ウェブサイト <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq5.html">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq5.html</a>

<sup>35</sup> 特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体 等編)」2014.12.18, pp.31-32. <a href="http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261218guideline.pdf">http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261218guideline.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> 宇賀克也『番号法の逐条解説』有斐閣, 2014, p.110.

<sup>37</sup> 内閣官房社会保障改革担当室「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保 護評価書受付システム調達計画書」2014.11. <a href="http://www.cao.go.jp/chotatsu/shosei/jyouhou/141120keikakusho.pdf">http://www.cao.go.jp/chotatsu/shosei/jyouhou/141120keikakusho.pdf</a>

## (4)特定個人情報保護委員会

特定個人情報保護委員会とは、番号法に基づき、平成 26 年 1 月 1 日に設置された合議制の機関である。個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とする。

改正法案では、個人情報保護委員会へと改組され、現在の特定個人情報保護委員会の機能・権限を拡張し、個人情報保護法制に関する現行の主務大臣の権限を集約するとともに、 立入検査の権限等が追加されている。

特定個人情報保護委員会は、情報提供ネットワークシステムを始めとする情報システムの構築及び維持管理に関し、合理化及び効率化を図った上で、その機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる(番号法第54条第1項)。

地方公共団体に代わって番号法に基づく事務を行う地方公共団体情報システム機構に対しては、総務大臣が監督権限を有するため(地方公共団体情報システム機構法第34条、第35条)、同機構の情報システムについて特定個人情報保護委員会が改善が必要と考える場合には、総務大臣に対して措置の要求を行うこととなる<sup>38</sup>。

## (5) 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものである<sup>39</sup>。

我が国の法律では初めてとなるプライバシー影響評価 (Privacy Impact Assessment: PIA) 制度であると評価されている<sup>40</sup>。

特定個人情報保護評価の目的は、①事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の 侵害の未然防止及び②国民・住民の信頼の確保である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式に記入し、公表する 仕組みとなっている。

情報の漏えいや不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難であるなど、その回復は容易ではない。そこで、特定個人情報保護評価は、事後的な対応でなく、事前に、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずるという要請に応える。41

## Ⅲ 個人番号の利用範囲とその展開

分野横断的な鍵となる番号を創設すると、ある特定の個人に関する多種多様な情報を統合・検索することが可能となり、不正利用された場合のリスクが大きいとされる。一方、1

39 特定個人情報保護委員会「特定個人情報保護評価」<a href="http://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/">http://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/>

<sup>38</sup> 宇賀 前掲注(29), pp.266-267.

<sup>40</sup> 宇賀 前掲注(36), p.112.

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> 「マイナンバー保護評価(特定個人情報保護評価)」特定個人情報保護委員会ウェブサイト <a href="http://www.ppc.go.jp/mynumber/pia/">http://www.ppc.go.jp/mynumber/pia/</a>

つの分野で1つの番号を用いていれば、不正利用されても、その番号で取得できる情報は限定される。もっとも、分野ごとに異なる番号を用いることとなるので、その数が増えると、個人が各分野で必要とされる番号を混同したり、関連性の深い分野でも情報連携が困難になったりする等の問題がある。そこで、番号法では、これらの点を踏まえ、個人番号を利用することができる分野を限定している。42

## 1 番号法における利用範囲

番号法では、個人番号の利用を、社会保障、税、災害対策の3分野に限定し、利用できる場合をポジティブリスト方式で定め、その範囲においてのみ、個人番号の利用を可能にしている(番号法第9条、別表第1の下欄の事務)<sup>43</sup>。制定法の公布時には、別表第1の下欄には93事務が列記され、現在(平成27年法律第31号による改正後)は、ちょうど100事務が列記されている。これらの事務は、「個人番号を利用することができる」と規定されており、利用が義務付けられているわけではない。そして、個人番号を利用して事務を処理することができる主体は、別表第1の上欄に掲げられており、具体的には、国の機関、独立行政法人、地方公共団体の機関のほか、健康保険組合、社会福祉協議会のような公的性格の強い団体、例外的に民間企業<sup>44</sup>も含まれる。

例えば、年金事務では、年金情報の管理のために個人番号を利用するとともに、日本年金機構と企業年金等との間で情報連携を行い、年金加入状況等の情報のやり取りを行う。また、番号法第9条第4項は、激甚災害が発生したときなどには、金融機関等は税務署長に提出する支払調書に記載する等の目的で保有する個人番号を顧客データベースの検索キーを用いて、当該顧客が保有する金融資産や契約内容等を把握し、契約に基づく支払をすることができるようにしている。これは、東日本大震災で預金通帳、キャッシュカード、印鑑、運転免許等の本人確認書類、保険証書等を紛失し、現金の引出しや保険金の受領等が円滑に行われない例があった経験を踏まえたものである45。

## 2 利用範囲の拡大の検討

番号法制定附則第6条第5項では、政府は、施行後3年を目途として個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること等について、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとすると規定されている。

「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) <sup>46</sup>及び「新戦略推進専門調査会について」(平成 25 年 6 月 14 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 第 4 項に基づき、新戦略推進専門調査会の下に「マイナンバー等分科会」(以下「分科会」という。) が設置された<sup>47</sup>。

44 番号法別表第1の第71の項、第72の項

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 水町雅子『やさしい番号法入門』商事法務, 2014, pp.16-18.

<sup>43</sup> 宇賀 前掲注(36), p.48.

<sup>45</sup> 宇賀 前掲注(36), p.59.

 $<sup>^{46}</sup>$  「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)首相官邸ウェブサイト <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou1.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou1.pdf</a> なお、平成 26 年 6 月 24 日閣議決定及び平成 27 年 6 月 30 日閣議決定により、変更されている。

<sup>47 「</sup>新戦略推進専門調査会分科会について」(平成25年10月3日新戦略推進専門調査会決定、平成26年2月

平成26年5月20日付けの「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ」では、マイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、情報連携等により更なるメリットが期待される事務、具体的には、①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番(金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務)、④医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務、⑤自動車の登録に係る事務について、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を検討するとされた。次の3で述べる改正法案に盛り込まれた、③、④に関する事項のほかにも、今後更なる利用範囲の拡大の検討が予定されている。

## 3 改正法案と関連分野の動向

分科会における検討等を踏まえ、先述のとおり、第 189 回国会に、番号法の一部改正と「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)の大幅な改正を併せた改正法案が提出された。番号法に関する改正部分について、利用範囲ごとに法案の内容と、関連分野の更なる検討動向について整理する。

## (1) 預貯金口座への個人番号の付番

各人が持つ複数の銀行口座を名寄せできるようになることで、ペイオフ時の預金の払戻しに役立てることができるほか、生活保護を受けている人や社会保険料の未納者の資金力調査や税務調査の効率を高めることができるとされ、また、脱税などの不正防止にもつながるとされる。平成30年から適用を開始し、当初は利用者の任意とするが、平成33年を目途に義務化も検討するとされている。

なお、複数の口座で共通の番号になり、個人の特定が容易になれば、不正利用された際のリスクが高まるという指摘がある。また、家族名義の口座などもあり、全ての口座に正しく番号を割り振るのが難しい上、把握できる資産は限られるとして、導入コストに見合う効果が上がるのか疑問が呈されている。48

## (2) 医療等分野における利用範囲の拡充等

地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、乳幼児が受けた予防接種の記録をマイナンバーで管理し、引っ越し先の市区町村に引き継げるようになることで、どの予防接種を何回目まで受けたかなどを確認しやすくする。また、健康保険組合がメタボ健診の情報をマイナンバーで管理できるようになることで、過去の健診データを踏まえた保健指導が可能になるとされる。

診療記録全体におけるマイナンバーの活用については、二重診療の防止などで医療費の 削減につながることなどが期待されたが、個人情報漏えいの懸念から今回の改正法案には 盛り込まれなかった。平成27年5月29日の第6回産業競争力会議課題別会合で提供され た厚生労働省の資料では、マイナンバー制度のインフラを活用し、まず、平成29年7月以 降のできるだけ早期に個人番号カードに健康保険証の機能を持たせ、そして、平成30年度 から段階的に、病院、診療所間の患者情報の共有や医学研究でのデータ管理に利用可能な

21 日改正)首相官邸ウェブページ <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\_bunka/number/dai1/siryou1-1.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\_bunka/number/dai1/siryou1-1.pdf</a>

<sup>48「</sup>国に知られる個人の預金」『東京新聞』2015.3.10、夕刊. (日本弁護士連合会情報問題対策委員清水勉弁護士)

番号を導入し、平成32年からの本格運用を目指すことが検討されている49。

なお、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会は、平成26年11月に、各会長名で、 「医療等 ID に係る法制度整備等に関する三師会声明」を公表している。当該声明は、医 療情報は、公益上の理由から集積し活用される必要があり、その際に個人を識別する番号 が必要と考えるとし、一方で機微性の高い情報を扱うことから、他の分野とはリンクしな い医療等分野専用の番号(医療等ID)を求めている。50

#### (3) 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、その条例事 務に関する特定個人情報について、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携な どが可能になる。

## 戸籍・住基・マイナンバー制度

戸籍制度は、本籍地において人の身分関係を公証し、また、住民基本台帳(住基)制度 は、住所地において人の居住関係を公証し、それぞれ、独立の制度である。しかし、両制 度とも同一人物を公簿に記録し、これを基に公証するという点においては同様である。ま た、人を統一的に把握するためには身分関係と居住関係の両面から総合的に見ることが必 要である51。そういった観点から、戸籍制度と住民基本台帳制度、それからマイナンバー 制度がどのような関係にあるのかを概観する。

## 戸籍と住基

戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民につ いて編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度である52。

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編成したもので、 住民に関する事務処理の基礎となるものである。住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交 付等により、住民の居住関係を公証する。選挙人名簿への登録、国民健康保険、後期高齢 者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認、生活保護及び予防接種に関する事 務等の処理のために利用されている。53

住民票を戸籍に関連させ、住民票の記載の正確性を保つために媒介するものが戸籍の附 票である。戸籍は、戸籍の附票と共に管理される。戸籍の附票とは、住所地で作成される 住民票を本籍地で作成される戸籍に関連させ、住民票と戸籍の共通記載事項については住 民票の記載内容を戸籍の記載内容に一致させて、住民基本台帳の記録の正確性を確保する ための帳票である(住民基本台帳法第16条)。

<sup>49</sup> 厚生労働省「医療等分野における ICT 化の推進について」(第6回産業競争力会議課題別会合 資料1)201 5.5.29. 首相官邸ウェブサイト <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kadaibetu/dai6/siryou1.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kadaibetu/dai6/siryou1.pdf</a>

<sup>50</sup> 横倉義武ほか「医療等 ID に係る法制度整備等に関する三師会声明」2014.11.19. 日本医師会ウェブサイト <h ttp://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20141119 21.pdf>

<sup>51</sup> 市町村自治研究会編著『全訂 住民基本台帳法逐条解説』日本加除出版, 2014, pp.247-248.

<sup>52</sup> 法務省「戸籍」 <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/koseki.html">http://www.moj.go.jp/MINJI/koseki.html</a>

<sup>53</sup> 総務省「住民基本台帳とは」 <a href="http://www.soumu.go.jp/main">http://www.soumu.go.jp/main</a> sosiki/jichi gyousei/daityo/gaiyou.html>

戸籍事務は、事務全体が包括的に54、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第2条第9 項第1号に規定する第1号法定受託事務55と位置付けられ(「戸籍法」(昭和22年法律第2 24号) 第1条第2項)、市区町村における処理について、全国統一的に適正かつ円滑に処 理されるよう国(法務局長・地方法務局長)が助言・勧告・指示等を行っている56。

#### 住基とマイナンバー制度 2

住民基本台帳制度は、平成11年の住民基本台帳法の改正により、住民の利便の増進と国 及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的として住民基本台帳ネットワークシ ステム(以下「住基ネット」という。)の導入が決定され、平成14年から稼働している。 住基ネットとは、住民票に1対1で対応する全国を通じて重複しない住民票コードを国民 一人ひとりに付番し、この住民票コードを検索キーとして各市町村で整備されていた住民 基本台帳をネットワーク化することで、全国共通で本人確認ができる基盤として構築され たものである。

住基ネットは、現在では、マイナンバー制度を支える重要なインフラとして位置付けら れている。それは、①個人番号が住民票コードを変換して得られる番号であること、②住 基ネットが取り扱う本人確認情報に個人番号を追加し、個人番号を含む本人確認情報を国 の機関等に提供すること、③情報提供ネットワークシステムで情報連携するための符号を 生成するため、住基ネットから情報提供ネットワークシステムに住民票コードを提供する こと等である。<sup>57</sup>

住民基本台帳制度に係る事務は、自治事務58である。また、番号法に基づき地方公共団 体が個人番号を利用して行う個人番号利用事務等の事務も自治事務である。もっとも、個 人番号の付番事務、個人番号カードの交付等の事務は、国家の統治の基本に密接な関連を 有する事務であるとして、第1号法定受託事務に当たるとされた(番号法第63条)。

自治事務も法定受託事務もいずれも地方公共団体の事務であるから、両者を区別する法 的意味は、国の地方公共団体に対する関与又は都道府県の市町村に対する関与の手法が異 なる点にある。自治事務については、地方公共団体の自主的判断をより尊重し国等の関与 を制限するが、法定受託事務については、国又は都道府県にとって適正な処理を確保する 必要性が高いため、より強力な関与の仕組みが設けられている59。

なお、平成27年3月30日に、矢祭町(福島県)が住基ネットに接続し、平成14年の 住基ネットの稼働以来、初めて全国の地方公共団体の接続が実現した。古張允(まこと) 町長は「マイナンバー制への移行に合わせて仕方なく接続した。住基ネットの情報漏えい の危険は消えていない。」と話したと報じられている<sup>60</sup>。

57 内海隆明「番号法と住民基本台帳制度」宇賀克也ほか『番号法と住民基本台帳制度』(『情報公開の実務』)『個 人情報保護の実務』別冊 33 号)第一法規, 2015, p.12.

<sup>54</sup> 宇賀克也『地方自治法概説 第6版』有斐閣, 2015, p.125.

<sup>55</sup> 第1号法定受託事務とは、法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することと される事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する 必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

<sup>56</sup> 法務省 前掲注(52)

<sup>58</sup> 自治事務とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう(地方自治法第2条第

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> 宇賀 前掲注(54), pp.125-126.

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> 「住基ネットようやく接続「情報漏えい危険」カード交付せず」『読売新聞』2015.3.31.

## 3 戸籍とマイナンバー制度

#### (1) 戸籍事務のコンピュータ化

平成6年の戸籍法の改正<sup>61</sup>により、電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例(現在の第6章)が追加された。法務大臣の指定する市町村長は、法務省令の定めるところにより戸籍事務の全部又は一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができるようになった。もっとも、各市区町村の事情に配慮し、義務付けはなされていない(戸籍法第118条第1項)。

マイナンバー制度の導入の検討段階において、戸籍事務は検討対象となっていた。しかし、全市区町村の戸籍事務のコンピュータ化が完了していないことから、番号法の成立の際には、その利用範囲に戸籍事務を含むことは見送られた<sup>62</sup>。

平成 27 年 3 月 31 日時点で、戸籍事務がコンピュータ化されているのは、全国市区町村数 1896 のうち、98.4%に当たる 1866 市町村である<sup>63</sup>。もっとも、13 の市町村については、財政上の問題から、コンピュータ化の予定はないとされている<sup>64</sup>。

## (2) マイナンバー制度の導入

全国知事会からの要請などを踏まえ、法務省では、平成 26 年 10 月から、「戸籍制度に関する研究会」(座長:神戸大学法科大学院教授窪田充見。以下「研究会」という。)が開催されており、マイナンバー制度の導入、戸籍事務を処理するためのシステムの一元化、クラウド化等が検討課題として挙げられた<sup>65</sup>。

研究会では、戸籍事務等の現状について、①非効率で、不正確となりかねない戸籍情報の共有方法を採っていること、②各種手続において戸籍謄本等の提出が求められており不便であること、という問題点があるとされ、戸籍事務にマイナンバー制度を導入することによって、問題点の解決を図ることが可能となるものと考えられている。具体的には、次の表1のような制度内容となると想定されている。66

#### 表 1 戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に係る具体的想定

- 戸籍事務管掌者が戸籍事務の処理に関して保有する戸籍に関する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする(番号法第9条第1項、別表第1関係)。
- 各種の公的な手続を実施する行政庁等や、届出の審査や戸籍謄本等の発行を行うに際して必要な戸籍情報を保有していない戸籍事務管掌者が、戸籍情報を保有している戸籍事務管掌者に対し、当該手続に係る事務を処理するために必要な特定個人情報である戸籍情報の提供を求めた場合に、情報提供ネットワークシステムを使用して当該戸籍情報を提供できるものとする(番号法第19条第7号、別表第2関係)。

<sup>61 「</sup>戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成6年法律第67号)

<sup>62</sup> 法務省戸籍制度に関する研究会「番号制度(マイナンバー制度)導入について」(第2回戸籍制度に関する研究会資料2) 2014.12.3, p.1. <a href="http://www.moj.go.jp/content/001130098.pdf">http://www.moj.go.jp/content/001130098.pdf</a>

<sup>63 「</sup>戸籍事務のコンピュータ化 戸籍法第 118 条第 1 項による指定」『戸籍』 911 号, 2015.4, pp.15-21.

<sup>64</sup> 法務省戸籍制度に関する研究会 前掲注(62), p.4.

 $<sup>^{65}</sup>$  法務省戸籍制度に関する研究会「戸籍制度に関する検討課題」(第 1 回戸籍制度に関する研究会資料 1)<http://www.moj.go.jp/content/001129087.pdf>

<sup>66</sup> 法務省戸籍制度に関する研究会 前掲注(62), pp.2-3.

○ 情報提供等記録開示システム(マイナポータル)を利用して、本人が、行政機関が情報提供ネットワークを用いて情報提供を受けたことの記録(番号法第23条第3項)についての開示請求(番号法第30条第2項)をし、総務大臣が開示請求に対する措置として通知を行うことができるものとする(番号法制定附則第6条第5項関係)。また、将来的に、マイナポータルを発展させ、死亡等のライフイベントに係るワンストップサービスを実現することなどが視野に入る(番号法制定附則第6条第6項関係)。

(出典) 法務省戸籍制度に関する研究会「番号制度(マイナンバー制度)導入について」(第2回戸籍制度に関する研究会資料2)2014.12.3, pp.2-3. <a href="http://www.moj.go.jp/content/001130098.pdf">http://www.moj.go.jp/content/001130098.pdf</a>、その他関連資料を基に筆者作成。

もっとも、導入に際しては、①個人情報保護に関する問題点、②非コンピュータ化庁<sup>67</sup>及び改製不適合戸籍<sup>68</sup>の取扱い、③コンピュータ化庁における画像データで保存された戸籍情報の個人番号との紐付けの要否、について検討しなければならないとされる。<sup>69</sup>

## おわりに

個人番号を利用し、情報連携を行い、番号法の目的である行政運営の効率化、国民の利便性向上等を図るためには、新たなインフラとなる個人番号の性質に鑑み、情報セキュリティを十分に確保することが必要である。情報セキュリティに対する信頼性が担保されることで、マイナンバー制度に対する国民の関心・理解が増し、個人番号の新たな利用範囲の開拓にもつながるであろう。また、国民を公証するという観点で、戸籍制度と住民基本台帳制度が類似することから、こうした制度分類を越えて、個人番号を鍵として情報連携を行うことの効率性、利便性は注目に値する。

今後、情報連携が広範に行われれば、番号法の目的はより一層達成されることとなるが、同時に、情報連携のために適切な事務を選択し、授受されるに必要かつ有用な情報の範囲を定める必要があろう。また、連携の拡大に当たっては、個人情報が漏えいしたり、不正利用されたりしたときのプライバシー侵害はより深刻になることに鑑み、事前の予防策とインシデント発生時の適切な対応の双方の対策が求められよう。

<sup>67</sup> 戸籍事務がコンピュータ化されていない市区町村を指す。

<sup>68</sup> 戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合には、戸籍は、磁気ディスクに記録することをもって調製するものとされているが(戸籍法第119条第1項)、紙戸籍において誤字で記載されている場合には、これに対応する正字で記録する。本人から、正字等に改めた記録を欲しない旨の申出があるときは、改製を行わないという取扱いがなされており、これを改製不適合戸籍という。

<sup>69</sup> 法務省戸籍制度に関する研究会 前掲注(62)